

四国森林管理局樹木採取権制度説明会 質問に対する回答  
 令和3年8月3日(火) 13:30~15:00 参加事業者10社

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	1、4	P. 8、P. 22	・権利設定料、樹木料 ・樹木料及び樹木の採取について(概要)	実行計画に基づき森林管理局長が収穫調査を実施することとなるが、樹木料の折り合いがつかず、再度実施することとなった場合、収穫調査費用は採取権者の負担となるのか。	採取を選択しなかった伐区について、再度採取をすることとした場合で、樹木料の提示から1年を超えており、かつ再度収穫調査が必要な場合等は、樹木採取権者が自らの費用負担により指定調査機関に委託して収穫調査を行うこととなる。
2	1	P. 6	・樹木採取権の参加資格要件	樹木採取権の参加資格要件は、単独の個人又は法人であり、ジョイントベンチャーのような複数の者で構成される法人格を持たない団体は該当しないとのことであるが、単独の個人又は法人が下請け業者を使うことは可能か。	採取・搬出等において下請け業者を使う場合ことは可能だが、下請け業者による実行体制を含めて申請者が要件を満たしているか審査することとなる。詳しくは公募時の説明会で説明したい。
3	1	P. 10 P. 11	・木材の安定的な取引関係の確立	資料1のP. 11(木材の安定的な取引関係の確立)に記載されているイ~カ項目は、全ての条件を満たすと評価が高くなるのか。または、全ての条件を満たさないと審査基準に適合しないこととなるのか。	イ~カ項目は木材の安定取引に係る事業量のイメージとして示したものでだが、資料1のP. 10(木材の安定的な取引関係の確立)に記載されているア~カ項目は審査基準のため全て満たす必要がある。なお、申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が高いほど評価が高くなる。詳細は公募時の説明会で説明したい。
4	1	P. 8	・権利設定料、樹木料	資料1のP. 8(権利設定料、樹木料)には、「樹木料は年に1回~複数回納付」との記載があるが、具体的に説明してほしい。	樹木料は、採取開始予定時期等を踏まえ伐区毎に提示することとしており、年に複数回、その都度納付していただくことがある。
5	2	P. 18 ~23	・想定伐区	採取区と想定伐区の違いは何か。また、公募時には現在と違う想定伐区が示される可能性はあるのか。	想定伐区は、採取の基準に基づき国が想定する伐区であり、公募時に変更する予定はない。実際の伐区は、樹木採取権者が国と調整したうえで作成する施業計画において決めることとなる。
6	2	P. 15	・森林資源等状況一覧表	今回の樹木採取区において、保安林以外の法令制限はあるのか。また、必要な作業許可等の手続きは採取権者が行うのか。	保安林(水源かん養)以外の法令制限はない。皆伐の協議は国が行うが、必要な作業許可等については、これまでの立木販売と同様、樹木採取権者が行う。
7	1	P. 20	・植栽等	事業者は、樹木の採取とともに植栽を行うことも示さないと評価が下がるのか。	事業者は、公募時に提出する申請書類において、国からの植栽の申入れに応じる旨の表明を行わない場合、採取権者として選定されないこととなる
8	1	P. 3	・権利義務の内容	申請時点において、事業者は樹木の採取と植栽をセットで実施する旨示すことが必要であることを理解したが、樹木採取権制度で定める権利の範囲には、植栽は含まれないという理解でよいか。資料1のP. 3(制度の特徴(権利義務の内容))において、植栽・保育は権利の範囲外と記載されている。	事業者に対する植栽の申入れは、国有林野の管理経営に関する法律第8条の25に基づくものであるが、植栽が樹木採取権の権利範囲に含まれるのかと問われれば、植栽は権利の範囲外である。

9	1	P. 7 ～8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木採取権者の選定</li> <li>・ 権利設定料、樹木料</li> </ul>	<p>資料 1 の P. 7 (樹木採取権者の選定) における審査基準の②に記載されている樹木料の算定の基礎となるべき額 (基礎額) は、事前に公表されるのか。</p>	<p>基礎額は公募開始時に公表する。</p>
10	1、 4、 5、	P. 9 ～P. 11  P. 19 ～P. 21  P. 7、P. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材の安定的な取引関係の確立</li> </ul>	<p>木材の安定的な取引関係の確立のため、申請者と川中事業者及び川中事業者と川下事業者とそれぞれ協定を必ず締結しなければならないのか。</p> <p>また、資料 1 の P. 11 (木材の安定的な取引関係の確立) のエ、オでは事業量の増加が要件となっているところ、資料 5 の協定書の例では、(取引量の増加は確認できるが) 事業量の増加が確認できないが構わないのか。</p>	<p>それぞれ協定を締結して頂きたいが、川中・川下事業者の連名での協定も可能。</p> <p>事業者間の協定書の役割は、実際に事業者間で協定を締結しているということが確認できればよく、この協定がきっかけになって地域が発展していくことが重要。</p> <p>また、安定取引協定について、資料 1 の P. 10 (木材の安定的な取引関係の確立) のとおり、樹木採取区から供給される木材の年間取引量については、当該協定に基づき供給される予定である必要があるが、申請者の取引の全てにおいて当該協定を締結する必要は無いため、事業量の増加分については申請書の中で別途確認することとしている。なお、新規の需要開拓の取組については、資料 5 の例 2-1 (P. 7) 及び例 2-2 (P. 9) の第 3 条第 2 項に記載されている。</p> <p>資料 4 の P. 21 (木材の安定的な取引関係の確立 (実施契約における取扱等)) の&lt;実施契約 (木材取引計画) における取扱と申請書の内容の事後確認&gt;に記載されている事項を参考にさせていただきたい。</p>